

卷末資料

資料1 官報告示(写)

平成27年3月10日 火曜日 官報 (号外第50号)

○文化庁告示第三十八号
文化庁官報第五一五号(平成二十七年三月十日)の地方公共団体として、同法第三項の規定に基づき告示する。

名称	所在地	地番
下野市立図書館	東京都西多摩郡東大井町	一七〇番五、一七二番九の二、一七三番七〇、一七四番九、一七五番一、一七六番一、一七七番一、一七八番一、一七九番一、一八〇番一、一八一番一、一八二番一、一八三番一、一八四番一、一八五番一、一八六番一、一八七番一、一八八番一、一八九番一、一九〇番一
下野市立図書館	神奈川県厚木市	一三九番一、一四〇番一、一四一番一、一四二番一、一四三番一、一四四番一、一四五番一、一四六番一、一四七番一、一四八番一、一四九番一、一五〇番一、一五一番一、一五二番一、一五三番一、一五四番一、一五五番一、一五六番一、一五七番一、一五八番一、一五九番一、一六〇番一、一六一番一、一六二番一、一六三番一、一六四番一、一六五番一、一六六番一、一六七番一、一六八番一、一六九番一、一七〇番一、一七一番一、一七二番一、一七三番一、一七四番一、一七五番一、一七六番一、一七七番一、一七八番一、一七九番一、一八〇番一、一八一番一、一八二番一、一八三番一、一八四番一、一八五番一、一八六番一、一八七番一、一八八番一、一八九番一、一九〇番一

文化庁長官 青柳 正規

平成28年2月3日 水曜日 官報 (号外第25号)

○文化庁告示第四号
文化庁官報第五一四号(平成二十八年一月三日)の地方公共団体として、同法第三項の規定に基づき告示する。

名称	所在地	地番
高野町立図書館	福岡県豊前市	昭和三十二年文部省告示第四百四十五号、平成九年文部省告示第四百三十三号及び平成二十七年文部省告示第四百七十一号
三谷町立図書館	福岡県豊前市	昭和三十二年文部省告示第四百四十五号、平成九年文部省告示第四百三十三号及び平成二十七年文部省告示第四百七十一号
黒川町立図書館	福岡県豊前市	昭和三十二年文部省告示第四百四十五号、平成九年文部省告示第四百三十三号及び平成二十七年文部省告示第四百七十一号

○文化庁告示第五号
文化庁官報第五一五号(平成二十八年一月三日)の地方公共団体として、同法第三項の規定に基づき告示する。

名称	所在地	地番
下野市立図書館	東京都西多摩郡東大井町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
鎌倉市立図書館	神奈川県鎌倉市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
川崎市立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
下川町立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
大和町立図書館	東京都大和町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
中山町立図書館	東京都大和町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
下川町立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号

○文化庁告示第六号
文化庁官報第五一六号(平成二十八年一月三日)の地方公共団体として、同法第三項の規定に基づき告示する。

名称	所在地	地番
下野市立図書館	東京都西多摩郡東大井町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
鎌倉市立図書館	神奈川県鎌倉市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
川崎市立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
下川町立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号
大和町立図書館	東京都大和町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
中山町立図書館	東京都大和町	平成二十七年文部省告示第四百十八号
下川町立図書館	神奈川県川崎市	平成二十七年文部省告示第四百十八号

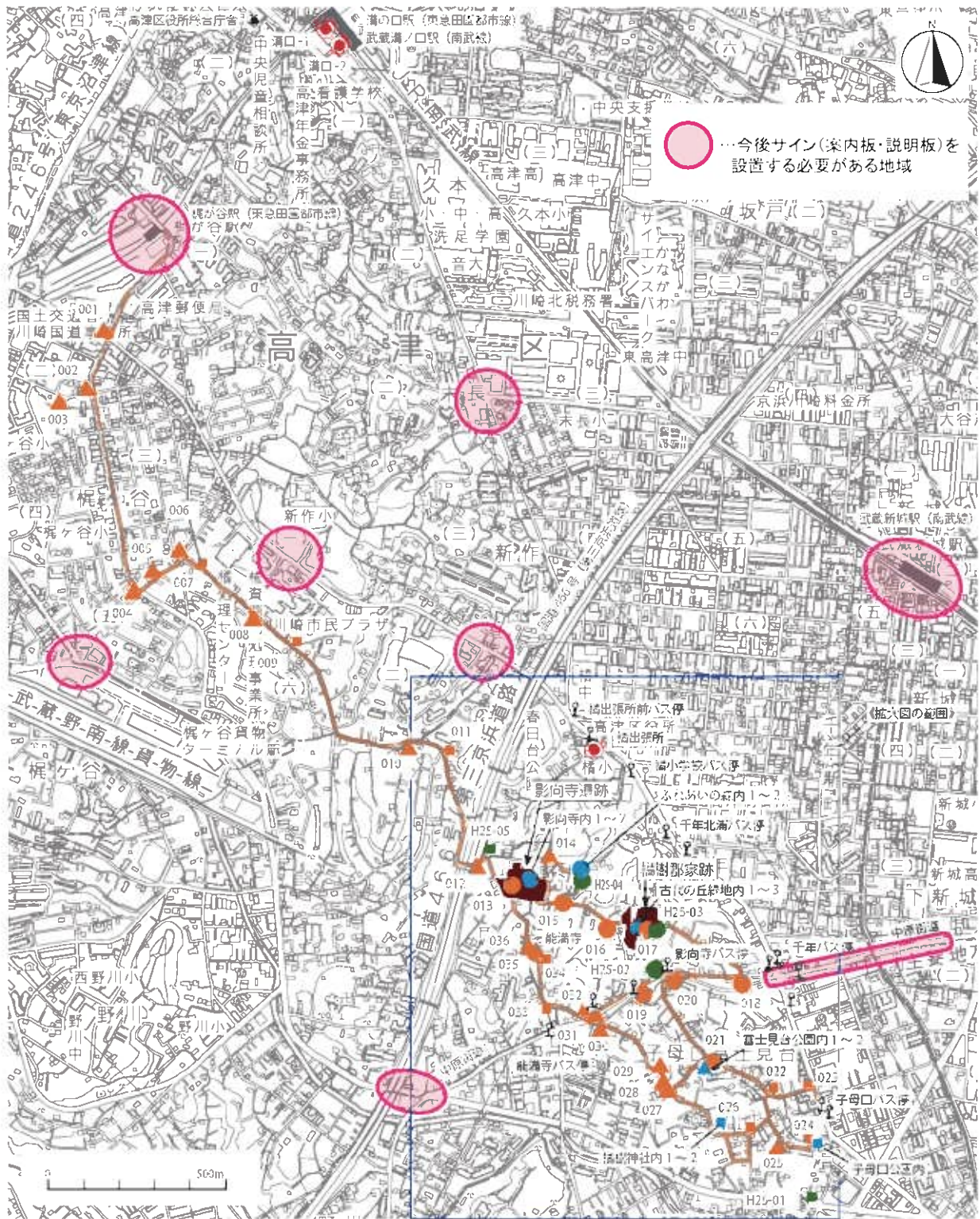
文化庁長官 青柳 正規

資料2 国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

史跡の名称	史跡橋樹官衙遺跡群	
管理団体	川崎市	
自己点検項目 (各項目に対する達成度[五段階評価]: 高い・やや高い・普通・やや低い・低い)		
		評価
①保存管理	ア) 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。	
	イ) 記録図面類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。	
	ウ) 史跡の本質的な価値を有しないその他の要素(建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等)について、遺構を傷つけることなく除却が行われているか。	
	エ) 指定地内の民有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしているか。	
	オ) 史跡周辺の環境保全のために、地元住民や関係団体・機関等との合意・連携は図られているか。	
	カ) 関係法令・関係計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺の環境を良好に保全するために適切な措置がとられているか。	
	キ) 橋樹官衙遺跡群の保存管理を図るため、継続的かつ計画的な調査・研究が行われているか。	
②活用	ア) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有した上で、参画できているか。	
	イ) 史跡が武蔵国橋樹郡家(郡衙)や古代影向寺を学ぶ場として機能しているか。	
	ウ) 橋樹官衙遺跡群として、橋樹郡家(郡衙)や古代影向寺等を学ぶために必要な情報や機会を提供しているか。	
	エ) 学校教育との連携は図られているか。	
	オ) 生涯学習活動との連携は図られているか。	
	カ) 市民の交流の場・憩いの場として活用されているか。	
	キ) 川崎市域の歴史的・文化的資産との連携は図られているか。	
	ク) 市外・県外の古代官衙関連遺跡との連携は図られているか。	
	ケ) 活用事業に関連した各種調査及び調査成果は適切に整理・公開されているか。	
	コ) 史跡の価値を広く周知するための情報発信は適切に行われているか。	
	サ) 駐車場や駐輪施設等、利活用のための利便性向上が図られているか。	
シ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。		
③整備	ア) 遺構保護のため適切な整備が行われているか。	
	イ) 公有地の適切な活用が図られているか。	
	ウ) 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備が行われているか。	
④管理運営と体制	ア) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。	
	イ) 市民と協働した保存・活用の運営は、適切な方法で実施されているか。	
	ウ) 史跡保存会等の育成は適切に図られているか。	
	エ) 国・県・市等の関係行政機関との連携が図られているか。	
	オ) 周辺公共施設等との連携が図られているか。	
	カ) 関係機関等との情報共有は適切に行なわれているか。	
	キ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、それぞれの活動に適切に配分できているか。	

資料3 今後サイン（案内板・説明板）を設置する必要がある地域



	橋本官街遺跡群の関連記載あり	影向寺の記載のみ	橋本官街遺跡群・影向寺ともに記載なし
たちばなの散歩道（建設緑政局）	●	▲	■
H25・石柱ほか（高津区）	●	—	■
橋出張所・溝の口駅（高津区）	●	—	■
その他（川崎市ほか）	●	▲	■

資料4 関連法令

文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第百十四号)
最終改正：平成二十六年六月一日法律第六十九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的財産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一林をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的財産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家原その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、郡城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象が生じている土地を含む。))で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第七十七条から第七十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十二条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百一十二条、第一百二十二条、第一百二十二条第一項第四号、第五十二条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の執行の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産で

あることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む、以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第二項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十二条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、営業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二條 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九條第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三條 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四條 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第二項並びに第百九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五條 第百十三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十一章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、圍いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七條 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

らない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十條第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十條第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八條 管理団体が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第二項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九條 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十一章において「管理責任者」という。)に委任することができる。この場合には、第三十一條第三項の規定を準用する。

第百二十條 所有者が行う管理には、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條並びに第百十五條第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第百十五條第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第二十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要であると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要であると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第二十七條第二項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二條の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十條までの規定を準用する。

〔補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金〕

第二百二十四條 國が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは齟齬の防止の措置につき第一百十八條及び第二十條で準用する第二十五條第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十條第二項で準用する第二十六條第二項、第二百二十二條第三項で準用する第二十七條第二項若しくは前條第二項で準用する第四十條第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十條の規定を準用する。

〔現状変更等の制限及び原状回復の命令〕

第二百二十五條 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十條第一項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同條第四項の規定を準用する。

1 第一項の規定による処分には、第一百一條第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、國は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十條第一項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第二項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

〔関係行政庁による通知〕

第二百二十六條 前條第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四條第一項の規定により前條第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

〔復旧の届出等〕

第二百二十七條 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の二十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

〔環境保全〕

第二百二十八條 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、國は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百十五條第七項の規定を、前項の場合には、第四十條第二項から第四項までの規定を準用する。

〔管理団体による買取りの補助〕

第二百二十九條 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、國は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第二十五條第二項及び第三項並びに第四十二條の規定を準用する。

〔保存のための調査〕

第二百三十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前條の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、國は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五條第二項の規定を、前項の場合には、第四十條第二項から第四項までの規定を準用する。

〔略〕

都市計画法

(昭和四十三年六月十五日法律第百号)

最終改正：平成二十八年六月七日法律第七十号

〔略〕

第八條 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

二の二 特定川途制限地域

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第百二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九條の規定による居住調整地域又は同法第九條第一項の規定による特定用途誘導地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十條第一項の規定による特定防災街区整備地区

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十條第一項の規定による景観地区

七 風致地区

八 駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六條第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二條の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四條第一項の規定による緑化地域

十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第百二十四号）第百四十二條第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

（略）

第九條 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

（略）

建築基準法（第一種低層住居専用地域について）

（昭和二十五年五月二十四日法律第百一十号）

最終改正：平成二八年六月七日法律第七二号

（略）

第一章 総則

（適用の除外）

第一条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

（略）

第二章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第三節 建築物の用途

（略）

（用途地域等）

第四十八條 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二（イ）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を営するお

それがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（略）

●別表第二 用途地域等内の建築物の制限

（第二十七條、第四十八條、第六十八條の二関係）

（イ）第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物

- 住宅
- 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの

三 共同住宅、寄宿舎又は下宿

四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの

五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第百一十号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）

八 診療所

九 調査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

（略）

第四節 建築物の敷地及び構造

（容積率）

第五十二條 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物（第六号に掲げる建築物を除く。）十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

（略）

（建ぺい率）

第五十三條 建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は工業専用地域内の建築物十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

（略）

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離）

第五十四條 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下この条及び第八十六條の六第一項において「外壁の後退距離」という。）は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならない。

2 前項の都市計画において外壁の後退距離の限度を定める場合においては、その限度は、一・五メートル又は一メートルとする。

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

1 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

(略)

都市緑地法

(昭和四十八年九月一日法律第七十号)

最終改正：平成二十六年六月三十日法律第六十九号

(略)

第三章 緑地保全地域等

(略)

第二節 特別緑地保全地区

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

二 神社、寺院等の建築物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

イ 風致又は景観が優れていること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

2 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に必要の基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ首都圏保全法第五条第一項及び近畿圏保全法第六条第一項に定めるところによるものとする。

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「緑地保全地域である」とあるのは「特別緑地保全地区である」と、同条第三項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と

読み替えるものとする。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

1 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

7 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏保全法第四条第二項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

四 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

五 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等についての準用)

第十五条 第九条の規定は、前条第二項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

（損失の補償についての準用）

第十八条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

（土地の買入れ）

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買入れを希望する旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとする。

2 前項の規定による申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号に掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県、町村又は緑地管理機構が、当該土地を買入れるものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（買入れた土地の管理）

第十八条 都道府県、市町村又は緑地管理機構は、前条第一項又は第三項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように、かつ、第四条第二項第四号に掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

（報告及び立入検査等についての準用）

第十九条 第二十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第十四条第一項の規定による許可を受けた」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは「第十四条の規定及び第十五条において準用する第九条」と、「第八条第一項各号」とあるのは「第十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

農地法

（昭和十七年七月十五日法律第百二十九号）

最終改正：平成十七年九月四日法律第六号

（略）

第二章 権利移動及び転用の制限等

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第一条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項又は規定する場合は、この限りでない。

（略）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」と

いう。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第三条第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

六 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

七 市街化区域（都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

1 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和四十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（略）

生産緑地法

（昭和四十九年六月一日法律第六十八号）

最終改正：平成三年八月三〇日法律第一〇五号

（略）

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた原状に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の作物の新築、改築又は増築

- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - 三 水前の増立て又は干拓
- 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるもの限り、同項の許可をすることができる。
- 一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設
 - 二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 - 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
 - 四 農林漁業に従事する者の休憩施設
 - 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。
- 4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。
- 5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。
- 6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な緊急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。
- 7 市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 8 国の機関又は地方公共団体が行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第一項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。
- 9 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。
- (略)

(生産緑地の買取りの届出)

第11条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地、この項後段において同じ。)の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十一条第一項(同法第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して二十年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第三項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

(生産緑地の買取り等)

第十二条 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない

限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

(略)

電気事業法

(昭和十九年七月十一日法律第七十号)

最終改正：平成十八年六月三日法律第五九号

(略)

第三章 電気工作物

(略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壞により一般送配電事業者の電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壞によりその一般送配電事業に係る電氣の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(略)

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を併うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

(略)

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

(略)

(参考資料)

労働基準局長通達第759号(昭和50年12月17日)「移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について」では、「離隔距離」が定められている。実際にクレーン等で作業する場合には、口

潮による浪荒や風によるフックや電線の揺れ等にも配慮する必要があるため、電力各社では「安全な離隔距離」を定めている。

東京電力パワーグリッド株式会社の「感電災害を防ぐために」パンフレットでは、下記の記載がある。

（送電線の電圧）（お避けしている安全な離隔距離）

22,000V・・・3 m

66,000V・・・4 m

154,000V・・・5 m

275,000V・・・7 m

500,000V・・・11 m

なお、遺跡に囲むる送電鉄塔は次のとおりである。

・『たちばな古代の丘緑地』東側鉄塔（野川線 20 号、154,000V：4 回線）

・橋樹部衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区の鉄塔野川線 21 号、154,000V：4 回線〕がいし数 12 個

川崎市屋外広告物条例

昭和 46 年 12 月 24 日条例第 77 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（略）

第 1 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により指定された風致地区

（2）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で、市長が指定する範囲内にある地域

（3）川崎市文化財保護条例（昭和 34 年川崎市条例第 24 号）第 2 条の規定により指定された建造物、史跡及び天然記念物等の文化財並びにこれらの周囲で、市長が指定する範囲内にある地域

（4）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号の規定により指定された保安林のある地域

（5）道路、鉄道及びこれから展覧できる範囲で、市長が指定する区間及び区域

（6）都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域

（7）河川、港湾、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

（8）官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所その他公共的建築物で市長が指定するもの及びこれらの敷地

（9）古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域

（10）社寺、教会、火葬場の建築物及びその敷地で、市長が指定する区域

（11）川崎市駅前広場占用条例（昭和 38 年川崎市条例第 20 号）第 3 条に規定する駅前広場

（略）

第 7 条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 3 条から第 5 条までの規定は、適用しない。

（1）法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件

（2）国又は地方公共団体が公共的的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

（3）公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

（4）冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

（5）自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

（6）公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 3 条及び第 4 条の規定は、適用しない。

（1）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、『自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「自家広告物」という。）で、規則で定める基準に適合するもの

（2）営利を目的としないはり紙、ポスター、はり札等、広告旗及び立看板等で、規則で定める基準に適合するもの

（3）講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

（4）工事現場の板囲その他これに類する板囲に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

（5）電車又は自動車に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

（6）前号に定めるもののほか、定期路線バスに表示する広告物又は設置する掲出物件で、本市以外の屋外広告物条例の規定に基づくもの

（7）人、動物、車両（前 2 号に規定するものを除く）、船舶等に表示する広告物又は設置する掲出物件

3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、規則で定める基準に適合する場合に限り、第 4 条の規定は、適用しない。

（1）前項第 1 号に規定する規則で定める基準を超える自家広告物

（2）道標、案内図板その他公共的的目的をもった広告物又はこれらを掲出する物件

4 第 5 条第 1 項第 8 号及び第 11 号から第 13 号までに掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場合に限り、同項の規定は、適用しない。

資料5 写真図版
航空写真



航空写真〔1947年米極東空軍撮影写真を合成〕（著作権：国土地理院）

遺構



SB0030・SB0031・SB0032〔橋樹郡家跡〕(北西から)



SB0055〔橋樹郡家跡〕(西から)



SB0085〔橋樹郡家跡〕(南東から)



SB0200〔橋樹郡家跡〕(北から)



調査状況〔橋樹郡家跡〕(東から)



現地見学会〔橋樹郡家跡(第17次調査)〕



SD0395〔橋樹郡家跡〕(南から)



調査状況〔橋樹郡家跡〕(南東から)

遺構・遺物等



SB0030 (塔跡) [影向寺遺跡]



SB0030 (塔跡) [影向寺遺跡]



SB0080 [影向寺遺跡] (南から)



軒丸瓦検出状況 [影向寺遺跡]



橘樹郡家跡出土土器



影向寺遺跡出土瓦



「无射志国在原評」銘文字瓦

史跡橘樹官衙遺跡群周辺現況 1



たちばな古代の丘緑地西側（東より）



たちばな古代の丘緑地東側（西より）



たちばな古代の丘緑地（南から）



たちばな古代の丘緑地（東から）



たちばな古代の丘緑地石碑



たちばな古代の丘緑地隣接道路（西方面）



たちばな古代の丘緑地西側地域（北から）



橘樹郡家上原宿地区現状（西から）

史跡橘樹官衙遺跡群周辺現況 2



影向寺 薬師堂（神奈川県指定文化財）



影向寺 境内



影向寺 影向石



影向寺 国指定記念碑

史跡橘樹官衙遺跡群調査整備委員会



委員会風景（2016年6月9日）



委員会風景（2016年12月6日）

国史跡指定記念事業 1



史跡めぐり



国史跡指定記念事業ポスター掲示（稲田堤駅）



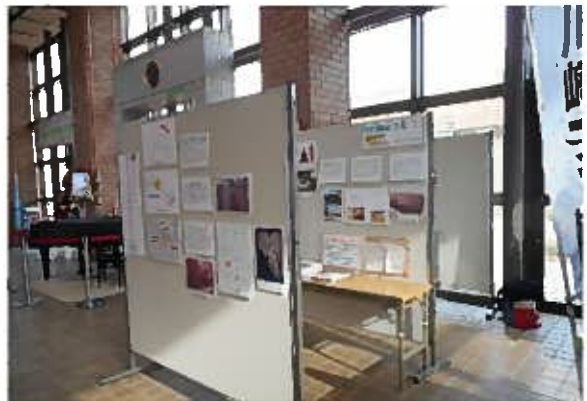
国史跡指定記念シンポジウム（高津市民館大ホール）



高津区役所ロビーにおけるミニ展示



古代のたちばなスタンプラリー（影向寺）



宮前区役所ロビーにおけるミニ展示



ARリーダーによるイメージ体験



市内小学校における出前授業

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画

発行日 平成 30 (2018) 年 2 月 13 日
編集・発行 川崎市教育委員会
〒 210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
TEL 044-200-2111 (代表)

印刷 日本プロセス株式会社
TEL 044-812-2511



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市